

＜警戒区域に取り残された動物たち＞

2012年11月1日

全国動物ネットワーク 鶴田真子美

■はじめに

群れをなして徘徊する犬、置き去りにされ飢えた猫、牛舎から上がる苦痛の鳴き声。2011年3月末から4月にかけて、福島第一原発周辺には、誰もが胸を痛める惨事があった。あのときはまだ皆生きていたのに。

多くは自然死や「安楽死」で命を落とし、助けられたのはわずか一部である。しかしまだ命は残されている、そして1年半を経過した今も、救出のために懸命な努力を続けて下さっているボランティアさんがいる。あきらめずに行動を続ける人がいる。また、全国の収容施設には温かな家庭を求めて譲渡を待つ被災保護犬猫が多くいる。今回発生した惨事を繰り返さないため、この間に起こったことを検証し、原因究明を行い、再発防止のために役立てることが、人間の側の責務である。

動物愛護法には、みだりに殺傷したり遺棄したりした者には罰則が定められている。尚、新たに改正された動物愛護法第6章第44条には次のとおり記載されている。「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。2. 愛護動物に対し、みだりに給餌若しくは給水をやめ、酷使し、またはその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、(中略)適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設(中略)において保管することその他の虐待を行ったものは、100万円以下の罰金に処する。3. 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する」。

まさに警戒区域は「健康保持の困難な場所」であり、「他の愛護動物の死体が放置された場所」である。ここに放置する、遺棄するのは犯罪ということになる。一般の国民と同様、政治家も官僚も国の法律を守る義務がある。


むろん、原子力災害は未曾有の事態であり、なすべき指示を選択するのは困難だったと思う。しかし、言葉はきついが、今回、国は飼い主に対して飼養放棄を指示し、動物たちの遺棄を強制し、給餌も許可せず、その結果、餓死・衰弱死に至らしめ、また産業動物を安楽死に処した。命あるものを何とか生かそう、でなく、容易に見捨てる方針ではなかったか。これにより、動物愛護管理法を自ら反故した疑いをもたれても当然であろう。

*東日本大震災・被災ペットへの国の対応や保護進捗状況については、中央環境審議会動物愛護部会(8月10日開催の第30回、9月6日開催の代31回)の議事要旨の資料のほか、「被災ペット対策の現状」として環境省ホームページに報告があがっている

(<http://www.env.go.jp/jishin/pet.html>) ので、ここでの重複を避ける。

この紙面に記すのは、被災動物の諸問題を通して我々民間人に見えた、我が国の動物行政をめぐる問題についてであり、再発防止のための提言である。

■警戒区域でもともと飼育されていた犬猫の頭数は？

警戒区域で登録された犬の頭数は約 5,800 頭であることが発表されている。東京都板橋区での登録率がほぼ 3 分の 1 だったデータがあり、実際の頭数はその 3 倍以上（以上というのは、都市部より農村部の方が登録率は低いためである）にあたると思われる。つまり、実際には 17,400 頭以上の犬がいた、ということになる。（「[全国犬猫飼育実態調査](#)」によれば、平成 23 年の犬の飼育頭数は 1,193 万 6 千頭、猫の飼育頭数は 960 万 6 千頭となっており、猫は犬より若干少なく、8 割にとどまる。）つまり、猫は約 13,920 万匹以上。犬と猫を合わせれば 31,320 頭以上、実に 3 万匹を超える犬猫が暮らしていたことが推定される。

■そのうち保護された頭数は？

警戒区域に 3 万匹以上いたはずの犬猫であるが、そのうち実際に保護されたのは何匹だろうか？環境省の HP では次のように発表されている。

2011 年 5 月 10 日～8 月 26 日 犬 300 頭 猫 191 匹

8 月 31 日～10 月 23 日 犬 14 頭 猫 15 匹

12 月 7 日～27 日 犬 34 頭 猫 298 匹

*12 月 7 日～27 日は、国の認めた民間 16 団体による保護活動（民間団体の自己負担）

1 月 26 日～ *1 月 26 日より飼い主によるペット持ち出しが可能となった

3 月 1 日～19 日 犬 13 頭 猫 93 匹

9 月 7 日～10 月 2 日 犬 1 頭 猫 131 匹

*9 月 7 日～10 月 2 日は、自然環境研究センターによる保護活動(1 億円弱の復興庁の予算)

以上の合計が 1090 匹（事故直後の 5 月から 2012 年 10 月までに行政が保護した犬猫は 758 匹、2011 年 12 月に立入許可を受けた 16 民間団体により圏内で保護された犬猫は 332 匹）である。行政が認めた保護活動による保護頭数のみが公表されている。

一方で、多くの団体やボランティアも、国の活動とは離れ、独自で保護を行いながら、それぞれのブログや HP で被災保護動物を掲載し飼い主探しに尽力している。それらを地道に集めて 5 つの冊子にした「被災保護動物リスト集」（（原発事故地域から救出されネットに掲載された犬猫の写真集、by わかにゃんさん）、そして雌雄や模様で検索可能なウェブサイト「東北地震犬猫レスキュー.com」が、飼い主と犬猫たちの橋渡しとなっている。

「被災動物保護リスト集」に掲載された犬猫は、飼い主の不明なものに絞られている。行政保護も民間保護も等しく含んでおり、3200 匹にのぼる。残念ながら、警戒区域で保護されても、ネットに掲載されぬまま、どこかに譲渡されてしまった犬猫は当然ながら消息が

追えないでいる。諦めきれずに探す飼い主の思いは如何ばかりか。

2011 年度に民間ボランティアが保護した頭数は約 2 千匹ほどであると言われている。帰宅時に飼い主が持ち出したケースもある。それゆえ保護された犬猫の総数は残念ながら不明である。しかし、3200 匹+不明頭数（飼い主が判明した頭数、自分でみつけて持ち出した頭数+ネット掲載されていない頭数）ということで、（あくまで推測であるが）4000 匹前後になるのではないか。

■残された動物、あきらめぬ飼い主

3 万匹以上の犬猫のうち、保護されたものが 4 千匹とすると、2 万 6 千ほどが未だに圏内に取り残されている。そのほとんどが餓死したとも考えられるが、しかし、2 度の夏と 1 度の冬を経てもなお、犬、猫、牛を含めた被災動物がまだ多く残っている。

事故発生直後から、有志の団体やボランティアらが警戒区域に入り、残された犬・猫・トリを自主的に保護し、捕まらないものに給餌をしてきた。

牛については後述するが、「希望の牧場」を始めとするファームや個人所有の牧場で、懸命な努力のもと世話が続けられており、警戒区域で生かされている牛の頭数は 800 頭とも 1000 頭とも言われている。

行政が把握しているだけで 330 人の飼い主さんが、未だにみつからない犬猫を探し続けている（保護依頼登録者：1023 人、8 月末の保護依頼者：330 人、by 環境省）。行政が把握していない飼い主さんも当然いらっしゃる。復興庁から 1 億弱の予算がついて、環境省・福島県の監督下で、委託業者の自然環境研究センターが 9 月 7 日～10 月 2 日に行った保護活動時にも、すべての飼い主さんに保護活動が周知されたわけではない。国がそのような調査・保護活動を行っていること自体、まったく知らされていない飼い主さんもあった。飼い主は決してあきらめていない。

■今こそ繁殖防止が求められるのだが

警戒区域やその周辺のエリアでは、飼い主不明の動物（特に猫）が繁殖しているという事実がある。猫は第四世代、生き延びた牛は第三世代まで確認されている今、動物愛護の観点だけでなく、住民の安全や環境保全のためにも、早急な繁殖防止策が必要なはずだ。ところが、国による警戒区域の動物たちの TNR や繁殖防止は予定されていない。避妊去勢の施術は、委託業者の自然環境研究センターが警戒区域から保護して三春の臨時シェルターに入れた、譲渡対象の動物のみとなっており、今後も警戒区域での TNR 等繁殖防止策を行う予定はない（10 月 22 日、環境省への聞き取り）。昨年事故発生直後にも、すでに予見され問題視されていた繁殖への対策が、後手に回されている。

できれば連れ出して譲渡したい。だがどこの愛護団体も収容スペースに犬猫があふれ飽和状態で新たな子を引き受けるのは困難。とにかく増やさぬよう手術をしなければ、どのボランティアの思いから、このエリアで被災動物過剰繁殖予防活動 TNR が始まった。福島

の犬猫不妊手術専門病院の協力のもと、神奈川のニュータウン動物愛護会、熊本の緊急災害時動物支援ネットワーク熊本、アニマルライフサポートのメンバーが定期的に福島入りしTNRを行っている。ほかにも団体でなく自前で行う個人ボランティアがいる。

東日本大震災：犬猫の去勢手術病院、福島・白河に開設

毎日新聞 2012年09月17日 中部朝刊

原発事故の避難地域などで犬や猫が大量に繁殖するのを防ごうと、神戸市で活動する「アニマルレスキューシステム基金」は16日、不妊去勢手術の専門病院「フクシマスペイクリニック」を福島県白河市に開設した。基金によると、阪神大震災では仮設住宅で猫が餌付けされ大量の野良猫が発生、翌年から殺処分数が増えた。福島では、この1年で1000匹の施術を目指す。

このように、本来行うべき国や東電に代わり、有志の民間ボランティアや民間獣医師が保護と不妊手術を行っているという実態がある。

■（給餌を含めた）犬猫の保護活動を認めるべき

2012年10月現在、様々な団体が現地入りして保護活動を続けている。

南相馬や檜葉など、計画的避難準備区域及び住居困難区域では人の出入りは制限されていないので、保護活動は自由に行えるようになった。（但し、エリアでの宿泊は許可されない。）

ところが警戒区域及び帰宅困難区域（人の出入りは制限され、全ての道路が閉鎖されている）は原則入れない。ここの動物保護活動は環境省と福島県が中心になって行っている。

今、警戒区域で生き残る犬猫は千匹を超えていると言われている。犬猫がいるのは明白であるのに、動物たちへの給餌・給水や、動物保護目的の公益立入は相変わらず認められていない。

昨年末に認可された16団体による圏内保護活動は、環境省と福島県が主導であったから市町村も許可を出したのであって、2012年11月現在、市町村独自の判断での動物保護目的の立入許可は出されていない。今や公益でも許可が下りるのは東電下請けくらいである。動物保護の残された道は、住民の一時帰宅の際に給餌をお願いする、あるいは別の名目と一緒に入れて頂くくらいだ。飼い主の依頼で飼い主同伴で圏内に入った場合にのみ、動物保護活動は許可されるとも聞かすが、私の場合は、ご協力頂いた住民が申請者となり、私の名前を立入者として併記したところ、個人情報や家族の職業までも調べられ、あげくに愛護団体だからとの理由で断られてしまった。昨年末のレスキュー申請書が悪用され、車のナンバーなど個人情報が事前に把握されてしまっている。

事故発生後、警戒区域への立入禁止は理解できるとしても、すべての愛護動物（家畜も

家庭動物も)の移動が終わるまでは、連れ出し・保護目的の立入を有志ボランティアや飼い主に認めるべきだったのではないか。あるいは自衛隊や警察官にパトロールの合間に餌やりも依頼できたはずである。私たちは放浪犬や猫に与えるよう彼らに餌を渡して依頼したが、「上からの命令で餌まきはできません」と断る若者が多かった。中には自分の頭で物を考え、内緒で餌をまいて下さる自衛官もあったのが救いである。

汚染された食肉が出回ればやっかいだからと畜産動物を圏外に出すことは許可されなかったわけであるが、ペットは食糧にならない。ペットはスクリーニングを受けさせ、早い段階で圏外へ出せばよかったのだ。実際、2012年1月以降、「飼い主による」ペットの持ち出しは許可されるように変わっている。

警戒区域への立入は日増しに厳しくなっており、覆面パトカーも多い。本来は国がやるべき、命を救うには一日を争う圏内の被災動物救出活動であったのに。

本気で保護をするなら、集中して捕獲器をしかけないといけない。栄養状態が悪い。放射能の影響もあるだろう。春から夏にかけての3月～8月は猫の繁殖期であり、時間との勝負でもある。

環境省・復興庁が1億円弱を投じたペット保護の委託事業はどうなっていたのかというと、3月19日を最後に、今年度(4月～)になってからは保護活動が中断され、初めて捕獲が行われたのは9月になってからであった。9月7日～10月2日に行われた委託業者による保護活動(犬1匹、猫131匹保護)である。その間、4月から8月は保護をしていない。ここで5か月の時間が流れたことになる。シェルター建設や調査や事務よりも、まずは早急な保護・不妊手術だったのではないだろうか。放射能に汚染され、人の出入りの制限された地域で生き延びる動物は、動物福祉の観点からも、増やしてはならないのに。

自然環境研究センターに、保護活動の再開の意志を尋ねた。すると、今年度(3月末日まで)の保護事業は予定されていないという。(その後、11月29日の環境省報道で、12月3～21日に再び保護活動を行うことが発表され実施された模様である。)1億円を投じての保護事業なのに、捕獲を行うのが1か月のみとは?8月に設置した生態調査のカメラもはずしてしまったという。なぜ、継続して調査し、毎月入って保護をしないのか?何の目的の事業なのか?

今度は環境省に、昨年末のような、環境省・福島県の監督下での民間法人による保護活動が予定されているかどうか尋ねた。予定はない、との回答であった。

このような現状をみれば、放射能汚染地区に閉じ込められたまま、厳冬期に餓死・凍死となる多くの(第二世代・第三世代を含めた)被災動物が出てくるだろうことは間違いない。

落札した委託業者の自然環境研究センターが1億円弱の復興資金を使って、警戒区域のペット保護をやってくれるなら、民間ボランティアは楽になると思っていた。が、このように落札業者は積極的な保護活動をしない。内部被曝調査というのもし進んでいない。命は

失われていく。結局は民間が動くしかない。しかし民間の保護活動や給餌給水活動が公に認められていない現状では、民間の保護ボランティアは限られた時間のなか、隠れて動物保護を行っているのだ。せめて給餌や捕獲器掛けが堂々とできれば、保護頭数も伸びるはずである。

懸命な有志の民間ボランティアらは行政をあてにせず、自ら餌まきと捕獲に福島通いをし、着々と命に向き合っていた。

民間ボランティアは自費で餌を購入し、仕事を休んで圏内に入り、手弁当で活動する。捕まえた犬猫の医療費も押し掛かる。保護したあとは、飼い主探しと譲渡活動。どれほどの労力と手間であろうか。本来ならば国や東電が行う仕事ではないか。国や東電が行うべき救出・譲渡活動を代わりに行わざるを得なかったのは民間団体であるが、あろうことか、国はこの民間団体の活動に対して援助しないどころか、却って妨害する始末である。

■保護活動への妨害

事故発生時以来、犬猫の命を助けようとする活動は、行政や警察によりサポートされるどころか妨害されてきた。多くの犬猫ボランティアが、保護活動中にパトカーで職務質問を受け、南相馬警察署で6時間以上にわたって尋問を受けてきた。

圏内で牛たちが生きる道をさぐる「希望の牧場」でも、ジャーナリストを同行させた吉沢氏に行政により嫌がらせがなされている。吉沢氏は立入許可申請に際し、その目的を「餌の搬入」と書くことは認められず、「死骸の衛生管理であれば立ち入りを認める」「(牛は)餓死させる」などと脅された。また、希望の牧場の幟や「殺処分反対」と書かれた立て看板を牧場敷地内に立てると「今日中に撤去しないと今後、許可証は発行しない」と脅されるなど、明らかな人権侵害がまかり通っている。また、立入許可申請時、「作業内容や結果をネットなどで公にする場合は町の許可を得る」「マスコミは同行させない」などと記された同意書の提出を求められるなど、表現の自由が警察や行政により阻まれている。

牧草ロールをほかの牧場に運んだり、牛の見回りを行う行為も、吉沢氏が通過の町の許可証を持っていないとの理由で違法だとされた。

吉沢氏は「警察活動や災害対策基本法を実質的に取り仕切る現地対策本部が、被ばく地警戒区域の事実を発信するもの、それに協力するものに対し、不当な取り調べや検閲や報道規制にあたるような圧力を加えているが、これは重大な憲法違反にあたる」と訴える。(希望の牧場オフィシャルページより)

警戒区域に民間人を入れないのは、民間人を被爆や事故から守るというよりも、原発事故情報の漏洩防止、隠ぺい工作ではないか。そう解釈されても仕方ないような妨害がなされている。動物の命をつなぐための餌やり行為に対し、あまりに過剰な反応である。そういえば、昨年末の環境省・福島県の監督下での保護活動においても、圏内での写真・ビデオ撮影を行わない旨の同意書を書かされた。

「動物愛護団体を騙って泥棒をする者がいる」「愛護団体が飼い主に無断で犬を連れて行った」「血統書付きの犬猫は愛護団体に盗まれた」「愛猫に会えないのは愛護団体のせいだ」と、一頃愛護団体が悪し様に言われたのは根拠があつてのことだろうか。行政が見捨てた犬猫を助けようとする動物ボランティアに対し、そのような言葉はマスコミによっても流布された。愛護団体バッシングである。国や警察の指示に従わず、目的のためには警戒区域に何が何でも入る、という姿勢が、国にとっても東電にとってもやっかいな存在であったことは間違いない。

■法制度の整備

次の災害発生時には、福島警戒区域で起きたような遺棄強制、餓死、虐待が二度と再発しないよう、全力をあげて法整備をすべきである。

では、東日本大震災前の法制度はどうだったのかといえば、すでに動物愛護法 5 条に基づいて環境省が定めた基本指針(平成 18 年環境省告示第 140 号)の第 2、2(8)「災害時対策」の「②講ずべき施策」の中には、地域防災計画等における動物の取扱等に関する位置づけの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること、という項目がある。また、防災基本計画(平成 20 年中央防災会議)にも「被災した飼養動物の保護収容」の計画に重点が置かれていたし、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平成 14 年環境省告示)にも「速やかに家庭動物を保護し」「避難する場合にはできるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること」と明記されていた。

果たして、東日本大震災でそれらの計画等が活かされていたと言えるであろうか。審議している役人や学者が現場を知らない自分で汗を流さない偉い人ばかりで、ただ集まって駄弁って作った計画等だったから、このように実効性のない駄文ができてしまったのではないだろうか。

私たちは今、福島の原因事故を経験した。警戒区域では動物たちがむざむざと命を落とした。民間による救出も阻まれた。今も給餌すら許されていない状況だ。当然、今年の動物愛護法改正では、真に実効性のある災害時対策が盛り込まれることを期待した。

だが、単に以下のような付帯決議が盛り込まれたに過ぎなかった。

2012 年の動愛法改正：「都道府県は動物愛護管理推進計画を定めなければならない、当計画には次の事項を定めるものとする」

第 6 条 2 項 3 (追加)：災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

<付帯決議>

(九) 動物愛護推進員の多寡が東日本大震災における被災動物への対応に大きな差異をもたらした教訓を踏まえ、現在は未委嘱の地方自治体に対して推進員の早急な委嘱を促すこと。(以下、略)

(十) 被災動物への対応については、東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、やむを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。

と、またしても実効性に乏しい。

この度の東日本大震災の前に、前記の指針を踏まえた動物愛護管理推進計画を定めていた市町村がどの程度あったのか、必ずしも明確ではないが、仮にこのような計画が策定されていたとしても、災害対策基本法に基づいて設定された警戒区域（原子力災害なので国の指示に基づき市町村が決定）との間で整合性が全く取れていなかったものといわざるを得ない。

産業動物の生存の機会を与える尽力も、殺処分を行わないよう努める、との文言も、結局は努力義務でしかない。同伴避難・避難所の確保は都道府県や市町村の決定に左右され、必ずしも保障されるわけではないのだ。今回の福島警戒区域のように、国や現地対策本部が「車とペットは別扱い」「ペットは持ち出さない」「給餌・給水の立入を認めない」「動物の保護活動を目的とした立入は禁止（県に聞けば市町村の裁量であると答え、市町村に聞けば国・県に許可をもらうしかない、というたらい回し状態、実質は立入は不許可である）」「牛は安楽死」の方針が発令されれば、付帯決議の条文も吹っ飛ぶのである。

動物愛護法または付帯決議の抽象的な文言はさておくとしても、具体的な、かつ実効性のある災害時における動物の救済策は、動物愛護管理推進計画等において定めることが可能である。そこに希望をつなげるしかない。

では、動物の救護等を適切に行うことができるような体制とはどのような体制なのか、この度の東日本大震災の経験を踏まえれば、行政等が反省しなければならない点、逆に民間団体の立場から進言できる点が多々ある。行政(国レベル、都道府県レベル、市町村レベルのそれぞれについて)は、私たち民間団体の言葉にも虚心坦懐に耳を傾けて頂きたい。

■私たちは求めます

私たちは、この度の動物保護活動の経験を踏まえ、次のような点を強く進言する。

- ・ 平時より、各自治体（都道府県レベルも市町村レベルも）の職員は、動物の保護譲渡活動を経験し、自前のシェルター設置に努めるべきである。この経験は必ずや全国の犬猫殺処分頭数を減少に寄与するはずである。
- ・ 動物の救出や餌やり等に、飼主自身や(天下り団体や外郭団体ばかりではなく現場を知りかつ経験が豊富な)民間団体を積極的に活用すべきである。そのためには平時から様々な民間団体との間で協力体制を築いておくべきである。
- ・ 警戒区域を設定するような場合も想定した動物愛護管理推進計画を予め策定すべきである。そしてその場合、飼い主自身や民間団体の立入については、緩やかに認められ

るべきである。本件でも行政職員、東電職員、復興事業の為の事業者等の立入は広範に認められてきたのであり、動物救出のための飼い主や民間団体の立入が制限されなければならない理由は少なかったものと思われる。また、警察官や自衛官等による動物の救出活動も積極的になされるべきである。

- ・災害発生時、国及び自治体は、速やかに保護シェルターを作り、（飼い主不明の犬猫も含めて）愛護動物の全頭避難をさせるべきである。本件のように加害者が明確である場合（本件の場合東京電力）は、加害者にその費用を負担させる。
- ・シェルター収容後は、速やかに飼い主への返還を行う。飼い主への返還が困難な場合には譲渡が積極的に行われるべきである。環境省が主催する霞ヶ関の一等地での譲渡会があってもよいのではないか。国を挙げての動物愛護推進の証となり、国際社会においても汚名挽回となる。
- ・譲渡ができないものは、公的シェルターで終生飼養する。
- ・国は、緊急災害時に備え、平時より産業動物の受け入れ先を確保しておくべきであり、全頭避難をさせることが可能な態勢を構築する。
- ・愛護動物について、避難をさせる意思及び受け入れ先がある被災者については、避難をさせることを拒否する理由はない。（福島警戒区域ではそれが実行されなかった。）

■警戒区域の畜産の状況

最後に、畜産動物について触れておきたい。

福島原発事故では、国際的な非難の声をよそに、犬猫のみならず産業動物たちも圏内に取り残されたまま放置され、給餌・給水の立入も許されなかったため餓死あるいは衰弱死した。その数は牛1700頭、ブタ3万頭弱、トリ40万羽にのぼる。馬に関しては統計がなく不明であるが、かろうじて30頭の南相馬市の野馬追いの馬は文化財として助け出されている。

産業動物は安楽死、との方針が出されたのは2011年5月である。このため、運良く生き延びた放浪牛も、線量の低い南相馬から順に、囲い込まれて「安楽死」処分となった。その総数は約1300頭。動物たちにとってはまさに阿鼻叫喚の地獄だったと言える。（が、誰もいなくなった線量の高い警戒区域のなかに職務で立入をし、水を求めて牛らが牛舎からあげる最期の声を聞かねばならなかった市町村の職員にとっても、今回の事態は心の痛手となった。「死期の迫る4～5月の頃、牛たちはこれまで聞いたことのない、形容できない鳴き声をあげていた」（2011年7月、南相馬市職員）。）

警戒区域に柵を作り、牛を囲い込み、飼い主を調べて同意させ処分するという一連の作業。大きな体から命を奪うのは、並大抵ではない。注射は3本、鎮静剤とペント、とどめは筋弛緩剤である。ペントバルビタールは高価なのでほんの少量しか使われなかったはずであり、それでは安楽死にはなるはずもない。処分に携わった業者に罪はない。責められるべきは福島県知事に「安楽死」の指示を出した原子力災害対策本部長（＝首相）、その企

画を練った農水省の官僚である。

殺処分に抵抗を示した飼い主もいた。支援する民間ボランティアたちもいた。全国から牛を生かせと声が集まった。「希望の牧場」ほか、個人の牛飼いらの勝利である。2012年4月、新たな避難指示区域設定で安楽死の指示は撤回された。

平成24年4月5日に、農林水産省

新たな避難指示区域設定後の家畜の取扱いについて

本日、原子力災害対策本部長から福島県知事に対して、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、新たに避難指示区域が設定された後の家畜の取扱いについて、原則安楽死としつつ、出荷制限等の一定の条件の下、「通い」が可能となった農場等での飼養管理も認めることを指示しました。

南相馬ではすでに3月までに牛の捕獲や安楽死は終わっていた。牛の群れが残っているのは、線量の高い山岳部の浪江や双葉である。2012年11月7日に聞き取りをした南相馬市職員によれば、「800頭くらいいるのではないか?」、第三世代も産まれている今、生存する牛の正確な頭数は定かではない。

牛を生かす、といっても、その飼料は高額である。飼い主は牛を生き証人として生かそうとしても、飼育料を捻出するためにどうすればよいか、途方に暮れる。線量が高くて使い物にならない牧草ロールは、岩手県などから無料提供してもらえても、ビタミンとうもろこしなどの飼料だけで年間数百万円の莫大な費用がかかる（やまゆりファームへの聞き取り）。つまり、研究費をとってこなければ生かすことが困難であるという苦悩がある。実験に供するのか、生き証人として牛を終生、生かすのか。安楽死をするか否かで悩んできた牧場主に、今度は別の新たな選択が迫られる。

2012年11月現在、90頭の牛を飼育する南相馬の「懸けの森みどりファーム（年内にNPO法人の認証が下りる予定）」では、北里大学チームと、東北大・岩手大を中心としたチーム、この2つの研究チームにより、飼い主の同意を条件に牛の解剖調査（動物実験）が行われている。日本獣医師会、警戒区域内家畜保護管理プロジェクトチームも、被爆した牛の調査研究を検討しているという（まだ連携はしていない）。

こうして食糧や皮革のため、科学の発展のためと、徹底的に動物は人間に利用されていく。被爆した産業動物も命であることに変わりなく、痛みと感情を有するのにも。

■産業動物の福祉とは

世界獣医学協会等の国際機関で提唱される「家畜福祉の5つの自由」の理念（①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由）は、今やEUを始めとして国際的な家畜福祉の原則とされる。ところが我が国では、産業動物の福祉の概念が欠落している。現

行の昭和62年制定「産業動物の飼養及び保管に関する基準」は衛生管理と安全保持がメインで、家畜の疾病等から人間と環境を護ることに重点がおかれている。飼育環境の規定（網の長さ、日照など）はもちろでない。産業動物を虐待しないよう努めること、とあるのが救いなくらいの簡素な基準である。昭和62年にこれが策定されてから、時代にあつた家畜福祉を謳う新たな法律の制定はないままに年月が過ぎ、2012年法改正においても、家畜福祉の理念が反映された条文の改定は実現していない。

もともと、我が国では生産者・消費者ともに、畜産動物の置かれた飼育環境や輸送、処分法に関する福祉向上への関心が乏しい。犬、猫は当然のことながら、そもそも牛、馬、豚、鶏も、人の占有するほ乳類・鳥類・爬虫類も愛護動物である。ペットと同じく「動物愛護法」に護られており、虐待や遺棄には罰則（改正法では、みだりに殺し傷つけると2年以下の懲役又は2百万円以下、虐待すれば百万円以下、遺棄は百万円以下の罰金）もある。ところが、畜産動物を扱う現場では、その福祉に配慮しようとの意識はなかなか育たない。

環境省HP「産業動物の福祉の向上」の、養豚農家を対象として行った家畜福祉に関する意識調査^{*}によると、「家畜福祉」という言葉を「聞いたことがない」人は49%、「重要だと思う」22%、「重要だとは思わない」「何も思わない」29%である。

^{*} 佐藤衆介・織田咲弥香・鈴木啓一・菅原和夫，養豚農家の家畜福祉に関する意識調査，日本家畜管理学会誌，38(3):131-140，2002



Photo: Pierpaolo Mittica

警戒区域で繋がれたまま息絶えた牛。綱の短さから、原発事故のあるなしに拘らず「生きても地獄、死んでも地獄」の日本の畜産動物の置かれた過酷な環境がみえた。産業動物の福祉向上のために一日も早い法整備を願う。(終)

資料1 ****

事故発生時からの民間によるアクション

国、県、市町村、議員、東電に対し、昨年3月以降、警戒区域の動物たちの保護に向けて、私たち民間団体・個人ボランティアは、それぞれ要望や請願等の発信を続けてきた。例えば、全国動物ネットワーク ANJ では以下のようなアクションを起こした。

東電・電事連への動物レスキューの要望書送付（1、残された動物のレスキューに必要な物資および車両等の設備の提供、2、獣医師や飼い主の資金提供、3、一時収容施設の早急なる設置、4、施設の人員確保、5、安楽死処置の薬剤確保）（4月27日 <http://animalnetwork.jimdo.com/2011/05/09/>）、各市町村への警戒区域立ち入り許可申請（5月3日）、デモ（5月8日）、東京電力株式会社-電事連の無回答に対する声明（5月25日、<http://animalnetwork.jimdo.com/2011/05/26/>）、菅直人首相に対する福島原発事故に伴う避難区域に取り残された動物の救済に関しての公開質問状の提出（6月8日 <http://animalnetwork.jimdo.com/2011/06/08/>）環境大臣江田五月宛に公開質問状提出 <http://animalnetwork.jimdo.com/2011/07/1/>）、国会議員に立ち入り許可を求める請願書を提出（8月 <http://animalnetwork.jimdo.com/2011/08/13/>）犬-猫の保護活動再開の請願書を提出、福島の動物たちを忘れない！ANJ イベント開催（10月9日）、（2月20日 <http://animalnetwork.jimdo.com/2012/02/23/>）

しかし、まるで示し合わせたように、東電・国から一切の返答はない。

資料2

公開質問状

平成23年6月8日

動物ボランティア団体全国民間ネットワーク

内閣総理大臣

原子力災害対策本部長 菅直人 殿

毎々、東日本大震災及び福島原発事故対策に邁進されておりますこと、ご苦労様でございます。

さて、東京電力福島第一原子力発電所での事故発生による緊急避難措置のため、多くの家庭動物・畜産動物が圏内に取り残されております。

これら動物を一日も早く、救済することは被災地住民の切実な願いとなっております。

ついては、福島原発事故に伴う避難区域に取り残された動物の救済に関して、公開質問状を提出させていただきます。

*以下の質問のすべてに対し、①犬猫について②牛・馬・豚・トリについて、

それぞれ分けてお答え下さい。

1 4月22日以前について

1. 3月12日の緊急避難区域を設定した際に、動物の飼い主に対し、動物の処遇についてどのような説明をしましたか。

(数日で戻れる、いつ戻れるかわかならない、二度と戻れない等)

2. 動物を連れて脱出しようとした住民に対して、どのような対応をしましたか。

(いっしょに避難させた、動物を置いて人間のみ避難するよう指示した等)

また、動物を緊急避難区域から出してはならない(連れ出し禁止)との指示をした場合、その法的根拠は何ですか。

3. 連れ出し禁止に抵抗を示した住民に対し、どのような対応をしましたか。

4. 連れ出しを求めた住民の要望に対して、何らかの対策を講じましたか。

(受け入れ先を探す、シェルターを用意する、避難所への同行を許可する等)

5. 住民が定期的に避難区域内に戻り、残してきた動物に給餌・給水を含む世話を行えるか否かについて、どのような説明をしましたか。

また、その法的根拠は何ですか。

6. 区域内の犬猫・家畜の保護に対して国は独自の方策をとりましたか。

また、国が何の方策もとらなかった場合、その理由は何ですか。

2 4月22日警戒区域設定以降

7. 警戒区域内に入って動物を保護したいという住民や民間団体の要望に対し、どのような対応をしましたか。

また、関係市町村に対してどのような指示を出しましたか。何らかの指示をした場合、法的な根拠は何ですか。

8. 警戒区域に定期的に入り、動物たちに給餌・給水をしたいという住民、民間団体の要望に対し、どのような対応をしましたか。

また、関係市町村に対してどのような指示を出しましたか。何らかの指示をした場合、法的な根拠はありますか。

9. 警戒区域内、計画的避難区域内、緊急時避難準備区域内のそれぞれの動物の保護あるいは処置に関し、今後の国としての計画をお聞かせ下さい。

また、福島県及び関係市町村に対して、今後どのような指示を出すことを考えていますか。

10. 被災動物の救済のためには一時保護場所の設置が急務です。

国としてこの災害に対し責任をもって対策を講じるため、一時保護所を建設・運営し、1頭でも多くの被災動物を救済する計画はありますか。

11. 民間団体の活用について、何らかのお考えはありますか。

12. 20キロ圏内の立入禁止は理解できますが、それはすべての愛護動物（家畜も家庭動物も）の移動が終わったところで発表するべきだったと考えられます。

動物愛護法第6章第44条には次のとおり記載されております。

「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処する。愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する」。

今回、貴殿は警戒区域の動物たちを遺棄・虐待したことになるのではないのでしょうか。

一般の国民と同様、政治家も官僚も国の法律を守る義務があります。これについてお考えをお聞かせ下さい。

以上の点について、本書面到達後、10日以内に文書でご回答戴けますようお願い申し上げます。

なお、誠実にご回答を頂けない場合、国は飼い主に対して飼養放棄を指示し、動物愛護管理法を自ら反故したことを認めたと理解させて戴きます。

(→ これに対する回答はなかった。)

資料3

2012年2月20日、保護活動再開を求める請願

福島原発事故警戒区域内に取り残されている

犬・猫の保護活動の再開に関する請願

平成 24 年 2 月 20 日

環境大臣 細野豪志 殿

全国動物ネットワーク

日本国憲法第 16 条及び請願法の定めに基づき、以下の事項について請願致します。

1 請願事項

- 1) 福島原発事故警戒区域内に取り残されている犬・猫の保護活動の再開を求める。
- 2) 保護活動における対象は生命尊重の観点から飼い主不明の犬・猫も含むこと。
- 3) 保護活動における避難・警戒区域への立ち入り許可は、法人格を有した団体に限定することなく、活動実績と経験のある団体も認めること。
- 4) 保護活動を再開する場合には、被災住民に対する事前の周知を強く図ること。
- 5) 保護活動を再開した場合は、国民の知る権利を尊重し、報道機関による取材・報道を容認すること。
- 6) 再開した保護活動に係る必要経費は、原発事故を起こした東京電力も負担すべきであり、国はこの旨を東京電力に伝え、実現を働きかけること。
- 7) 以上の各事項について 3 月 11 日までに回答すること。不可能、または不承認の場合は、その理由について回答すること。

2 請願の理由

- 1) 福島原発事故警戒区域内に取り残されている犬・猫の保護活動の再開を求める。

さる 12 月 5 日、環境省及び福島県は、福島原発事故で一般立入制限された警戒区域内に取り残された犬猫保護の指針を策定し、愛護団体の同区域内へ立ち入りを条件付きで許可することとし、保護活動を行う民間団体を募集した。これに応募し、許可された動物愛護団体は平成 23 年 12 月 27 日までに保護活動を規定に従って実施し、その活動を終了した。

しかし、同区域内には多数の犬・猫が取り残されており、このまま放置されるならば生存が危惧され、過剰繁殖、動物感染症の蔓延も危惧されるので動物愛護と生命尊重の観点から保護活動の再開と、その承認を求めるものである。

- 2) 保護活動における対象は生命尊重の観点から飼い主不明の犬・猫も含むこと。

平成 23 年 12 月 27 日までに行われた動物愛護団体による保護活動の対象は「民間団体による一斉保護の対象は、原則として飼い主から保護依頼があった被災ペット（犬ねこ等の家庭動物のみ）とする。ただし、衰弱等緊急の保護を要する個体についてはこの限りではない。」（環境省・福島県「民間団体による警戒区域内の被災ペットの保護に関するガイドラインについて」）とする条件が付けられていた。しかし、この条件は現在に至る警戒区域

内における犬・猫が置かれた状況が作られた経緯を無視したものであり、不合理であると考えられるので撤回し、今後の保護活動においては、飼い主不明の犬・猫も含むことを求めるものである。

3月11日、福島原発事故発生時に住民が避難した際に犬・猫の同行を拒否されたり、その後においては狭小な一時避難所や仮設住宅での飼養が困難になった状態が続くなど、飼い主は飼養を諦めざるを得ない状況を強いられたと考えるのが自然である。また、現在の警戒区域内の惨状は、国策事業である原発の事故によって引き起こされたのであり、住民と住民に飼養されていた犬・猫には何らの落ち度はないのであるから、今後の保護活動においては飼い主の判明・不明によって保護する、保護しないといった命の選別は行うべきではない。

仮に警戒区域内の犬・猫を放置し、または飼い主の判明・不明によって保護する、保護しないといった命の選別を行うことは動物愛護管理法第2条「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないように、適正に取り扱うようにしなければならない」の定めと抵触する可能性があるため、飼い主不明の犬・猫も保護の対象とすべきである。

3) 保護活動における避難・警戒区域への立ち入り許可は、法人格を有した団体に限定することなく、活動実績と経験のある団体も認めること。

福島原発事故で被災した犬・猫の保護活動は、本来、東京電力及び国が主体となって実施すべきものであるが、事故発生以来、不作為の状態が続いている。代わりに保護活動に動いたのが動物愛護団体である。現在、警戒区域内には多くの犬・猫が飢餓状態に追い込まれながらも生存しており、保護は急務となっている。このことからなるべく多くの民間団体の連携と協働による保護活動が求められている。従って、法人格を有する団体に限定することなく、活動実績と経験のある団体の参加は認めるべきである。

4) 保護活動を再開する場合には、被災住民に対する事前の周知を強く図ること。

3月11日の福島原発事故時の避難の際、及びそれ以後において犬・猫を警戒区域内に置いて来ざるを得なかった住民はかなりの数に上ると考えられる。さる12月に行われた保護活動については、周知期間が短く、周知が十分でなかったことから保護依頼をしたくてもできなかった住民が多数存在した。今後の保護活動については、飼い主が飼養していた犬・猫の保護を保護活動を行う団体に依頼できるよう、周知を十分行うべきである。

5) 保護活動を再開した場合は、国民の知る権利を尊重し、報道機関による取材・報道を容認すること。

警戒区域内への報道関係者の入域は原則認められていないことから、同区域内における犬・猫の置かれた惨状の実態は国民に知られていない。国民には警戒区域内の状況を知る権

利があると同時に、報道機関には報道する権利がある。

警戒区域内への報道機関の入域禁止、すなわち実質的な報道管制によって得られる公共の利益は不明であり、禁止する理由に合理性はない。従って、今後の保護活動においては、報道機関による取材・報道を容認すべきである。

6) 再開した保護活動に係る必要経費は、原発事故を起こした東京電力も負担すべきであり、国はこの旨を東京電力に伝え、実現を働きかけること。

3月11日の原発事故以降、避難及び警戒区域内の犬・猫の保護活動は民間団体の自弁によって行われてきた。本来ならば、原発事故を引き起こした東京電力が責任をもって区域内の保護活動を行うべきものであった。今後の保護活動においては、東京電力も関与すべきであり、特に保護活動に係る必要経費を負担すべきである。国は国策事業として原発を推進して来た一端の責任を有しているのであるから、今後における保護活動に係る必要経費は、原発事故を起こした東京電力が負担すべきとし、東京電力にその負担の拋出の実現を働きかけるべきである。

7) 以上の各事項について3月11日までに回答すること。不可能、または不承認の場合は、その理由について回答すること。

当動物ボランティア団体全国民間ネットワークを含め、多数の団体・個人が、福島原発事故の避難・警戒区域に取り残された犬・猫の保護の救出に向けた要望、お願い等を、貴職及び関係機関に対して、数次にわたって行ってきた。しかし、昨年12月、環境省及び福島県の承認のもとで行われた保護活動を除けば、悉く無視されてきたことから、請願法第5条「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」との規定に基づき、確実な回答を求めるものである。

資料4

聞き取りメモより

■今年度の保護活動について（2012年10月19日、自然環境研究センターへの聞き取り）

*2012年3月の環境省・復興庁による被災ペット保護飼育の委託事業を落札したのは、自然環境研究センター（日頃から環境省の事業を入札し、ともに仕事をする環境省の外郭団体）である。（by 筆者）

・さまざまな質問に対し、主管の環境省にデータをあげているので環境省に尋ねてくれと、回答を拒む場面あり。

・これまでの支出と人件費等の内訳については回答できないという。

・8月後半で飼い主・依頼者に電話と手紙郵送により1023人の保護依頼者の意思を再度確認したところ、330人から依頼を受けた。残りは、死亡を確認した、あるいは他の愛護団体から保護されたので保護不用である、という飼い主である。

- ・2012年9月7日～10月2日の捕獲数：犬1匹 猫131匹。
- ・使用捕獲手段：犬も猫も、ステップ式のものは誤作動が多いので、吊り下げ型の「かご罠」であった。
- ・捕獲器の総数・場所は不明。
- ・捕獲スタッフは6名/日だった。
- ・三春の臨時シェルターに収容、富岡の避難住民が仕事として世話をしている。
- ・（3月企画書提出の段階で具体的に書かねばならなかったのではなかったか？との質問に、）内部被ばくの調査はこれから外部に委託し行う。委託企業名は明かせない（未定？）、人の内部被曝は測れても、犬猫の被曝の測定方法がわからずに数社へ相談していた。
- ・保護活動においては、福島県や獣医師会と協力し、スクリーニングや犬猫健康チェックを行っている。

■福島の被災動物について（2012年10月22日、環境省0様より聞き取り）

- ・昨年（2011年）の夏には依頼数が少なくなったので、秋以降は放浪犬猫を保護した。
- ・2012年1月29日の3巡から、住民によるペット持ち出し可能となった。
- ・2012年3月上旬に、春先に増えてしまうと困るので、1か月弱の保護活動を行った。そのあと収容施設はいっぱいになった。予算がとれたので施設を建て、完成したとき（2012年10月）に保護を行っている。
- ・シェルター建設が遅れたのは、県からの許可がなかなか下りなかったから。
- ・警戒区域の中の動物の数は統計的なものはない。犬の登録は5800匹と言われている。
- ・飼い主でまだ犬猫を捜しているのは300名。
- ・今年2012年10月圏内保護の住民への周知に関しては、テレビ、新聞でプレスリリースも行った。保護したのものについては救護本部のHPのなかで情報を掲載していく。
- ・連絡がいかなかった人があれば教えてほしい。どこまで連絡がいったのか不明。双葉、大熊、浪江、富岡の4町村で1000名に電話した。省と県とで手分けしてマニュアルを作って連絡した。依頼された動物は猫が多かった。
- ・保護するにあたり、8月の事前生息調査では、自然環境研究センターが用意した（普通の）カメラを設置した。40か所。今は取り払われている。
- ・内部被ばく調査は今後行う。案として3月に出された。実際にどんな方法をとるかも、これから検討する。
- ・捕獲人員は一日に約10人、捕獲器は据え置き型でぶら下げ型を用いた。
- ・犬は多くなかった。
- ・10月の保護動物の公示が進んでいない。が、そのうちの数匹は飼い主がわかっている。

- ・シェルター収容犬猫で飼い主がわかっているのは全体の半数。引き取ってもらうようお願いしているがすぐには難しい。
- ・これまで（落札した）自然環境研究センターとは「つながりはない」。
- ・2011年12月に行われた16民間団体による警戒区域の保護活動について、「飼い主いる犬猫」との条件を民間につけたが、行政の保護にはそうした条件はつけておらず飼い主のものがないもの、全て等しく保護してきた。
- ・2011年12月に行われた16民間団体による警戒区域への立入許可を法人にのみ認めたことについて、（実績のある任意団体にも立入申請を認めなかった理由を問うと、）最後の面倒までみられるという意味で、申請資格のガイドラインを作った次第である。
- ・東電のペット保護への経費負担については全体の判断になる。
- ・国による民間団体への被災ペットのフード支援は、今後も行わない。救援本部の義捐金があるのでそれで対応したい。
- ・保護犬猫は、まずは1飼い主への変換、2飼い主不明の犬猫は譲渡、3TNRであるが、TNRの予定はない。

■警戒区域の畜産の状況：（2012年10月18日、農水省より聞き取り）

- ・汚染した飼料を食べ内部被爆した家畜を食肉として出荷すると風評被害をうむので、残された家畜には安楽死しかなかった。（すぐに安楽死にしたらよかったが）当初、混乱があった。また、人の避難が優先された。
- ・捕獲作業、穴掘り作業など、安楽死の作業も苦労が伴う。人の安全を確保しなければならない。

<牛>

- ・当初3500頭いた→半数自然死→残り1800頭のち→1300頭は所有者の同意を得て捕獲・安楽死（5月総理大臣の指示）→残り500頭から第二世代が産まれている。
- 今年4月に警戒区域の見直しがされ、準備区域への日中の出入りが許されるようになったため、食用出荷をしない条件で家畜の飼養が総理の指示で可能となった。安楽死に同意しない人も飼育ができるようになった。
- ・安楽死では3本の注射を用いた：鎮静剤、ペントバルビタール、スキサメトリウム（呼吸を止める筋弛緩剤）
- ・分量は不明、福島県（家畜保健衛生課）がOIEの基準でマニュアルを作成し、それに基づいて行ったはず。←農水省はそう話すが、情報は不確実である（by筆者）。
- ・警戒区域と異なり、計画的避難区域（飯館など）はまだ時間の余裕があった。計画的避難区域の牛は約9000頭いたが、国と県が協力してスクリーニングを行い、被爆していないことを前提に出荷した。←20キロ圏外でも線量の相当高い地域の牛が出荷された一方で、線量が低い圏内の牛たちは一律処分の道を進んだことに問題があったのではないかと（by筆者）。

<豚>

・当初3万頭いた豚は、もうほぼいなくなった。所有者は牛に対するより愛着がない。養豚所は互いに離れているので、どこの豚かは大体わかるため見つけたら処分となっている。

・牛よりたちが悪く、民家を荒らす。←処分を決定・実行した農水省の豚への見方であろう。豚舎経営者は豚も可愛いという。飼育していた畜産農家にはまた別の思いがあったことと思う。(by 筆者)

<トリ>

40万羽いたが、ほぼ全滅した。←運良く愛護団体に保護され、関東に移送されたチャボや七面鳥もいた。(by 筆者)

<馬>

統計はない。南相馬の野馬追の30頭は文化利用のために生かされている。

<研究実験に回された動物たち>

豚26頭は2年間の補助金がつき東大へ移動した。東大からは定期的に研究報告がある。資金の出所が東大なのか科研費なのかは不明であるが、資金ルートはすでにあったようだ。北里大学、東北大学、ほかにも複数の研究機関がグループで連携し動物実験を行っている。死した動物の臓器のレベルを測ったり、牛の生き残ったものから臓器や血液を採取することもあれば、生きながら移送し研究所で実験を受けたものもある。公募型では東北大が40頭の牛を実験対象として移送した。